



第2期亀岡市  
子ども・子育て支援事業計画  
【概要版】

令和2年3月  
亀岡市

# 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

わが国では依然として、子どもや子育てをめぐる厳しい環境等の課題に対応するため、課題解決に向けた子育て支援対策が加速的に進められている状況となっています。本市では、こうした流れを踏まえ、令和元年度に第1期計画の計画期間が満了を迎えることを機に、第1期計画を検証し、本市の子育て環境の更なる魅力創出・向上に向けて、これまで取り組んできた施策を引き継ぐとともに、更なる推進・発展をめざし、「第2期亀岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

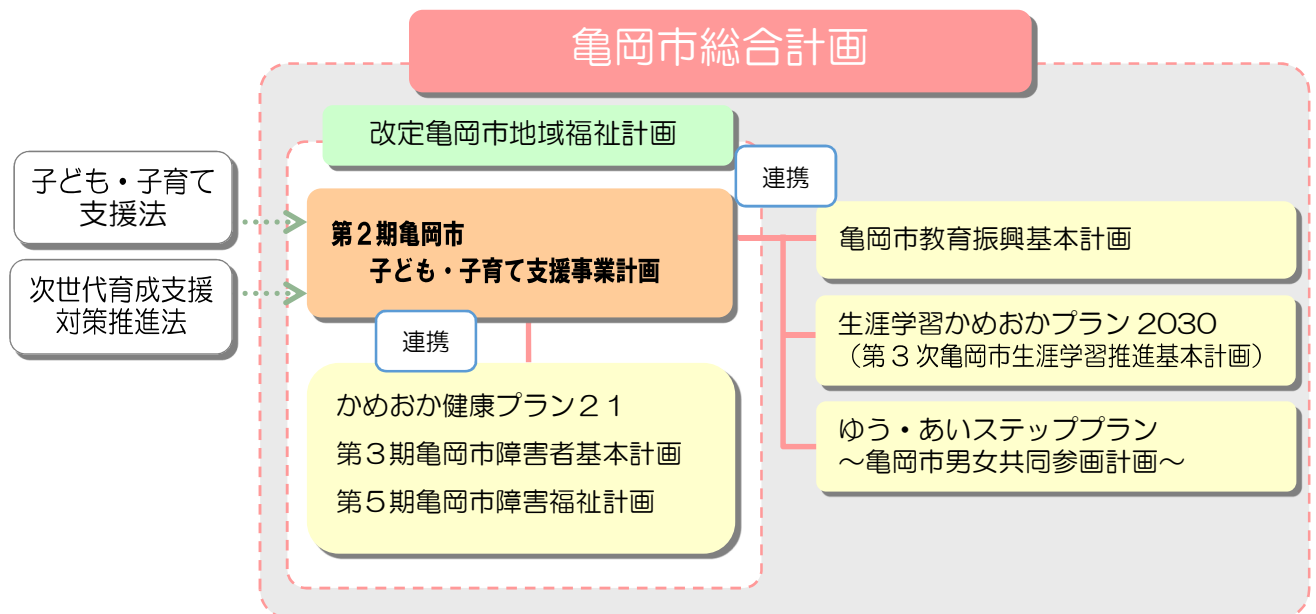
### (1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

### (2) 亀岡市計画体系等における位置づけ

本計画は、国・府の子ども・子育て支援の関連計画との整合性を図るとともに、本市の上位計画である「第4次亀岡市総合計画」に則し、保健・医療・福祉・教育等の関連する個別計画との整合・連携を図りながら、次代を担う子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの計画として策定するものです。

### 【 他計画との関連 】



### 3. 計画の対象

亀岡市に居住するすべての子ども（0歳からおおむね18歳）、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者を本計画の対象とします。

### 4. 計画の期間

「子ども・子育て支援法」に基づき、5年を1期とする計画を定めることとされていることから、令和2年度～令和6年度までの5年間を本計画の計画期間とします。

※なお、必要に応じ、計画期間中に見直しを行う場合があります。

西暦	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
和暦	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
第1期 子ども・子育て支援事業計画					第2期 子ども・子育て支援事業計画					
●中間見直し					●改定			●改定		

## 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

本計画は、「亀岡市子ども・子育て支援事業計画」の第2期の計画であり、第1期計画の取り組みをさらに発展させる後継計画的な性格を有するものであることから、本市における子ども・子育て支援の基本理念については、第1期計画の基本理念を継承することとし、次のように設定します。

市民の宝「かめおかっこ」の  
笑顔あふれるやさしいまち



### 2. 基本的な視点

子どもの育ちの視点

親としての育ちの視点

地域での支え合いの視点

子育て環境の充実の視点

### 3. 施策の体系

本計画は、基本理念を実現するため、6つの基本目標で構成されています。



# 目標実現のための施策展開

## 基本目標 1 地域ぐるみで子育てを支援する

### 基本施策：1 地域における子育て支援体制の充実

#### 【施策の方向性】

- 地域子育て支援拠点事業やファミリー・サポート・センター事業など、地域において子育てを支援する体制の充実に取り組みます。
- 地域における子育て支援ネットワークづくりや人材育成に努めます。

#### 【取組項目・事業】

- |                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| ☆ 地域子育て支援拠点事業          | ☆ かめおかつこ出前ひろば事業        |
| ☆ 園庭開放・学校開放            | ☆ ファミリー・サポート・センター事業    |
| ☆ 子育て支援ネットワーク及び人材育成の推進 | ☆ 地域ぐるみで子どもを守り育てる活動の推進 |
| ☆ 子育てサークルなどに対する活動支援    |                        |

### 基本施策：2 子育てに関する各種情報の提供、相談体制の充実

#### 【施策の方向性】

- 子ども・子育てハンドブックやSNSを活用し、妊娠・出産・子育てに関する各種情報提供に努めます。
- 育児相談や家庭児童相談のほか、地域での民生委員・児童委員による子育て相談支援活動など、子育てに関する相談体制の充実を図ります。

#### 【取組項目・事業】

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| ☆ 子育てに関する情報の提供     | ☆ 子育てに関する相談体制の充実 |
| ☆ 利用者支援事業          | ☆ 婚活支援事業         |
| ☆ 幼児教育アドバイザーの配置の検討 |                  |

## 基本目標 2 子どもの健やかな成長を支援する

### 基本施策：1 子どもや親の健康の確保

#### 【施策の方向性】

- 子どもや親の健康の確保・増進、食育の推進、病気の予防や早期発見などに継続的に取り組みます。
- 保健・医療、福祉及び教育の各分野の連携を図りつつ、母子保健の充実及び親や家庭の健康づくり支援などの充実に努めます。

#### 【取組項目・事業】

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ☆ 乳幼児健康診査事業  | ☆ 妊娠期からの支援の推進 |
| ☆ 産後相談・ケア事業  | ☆ 食育の推進       |
| ☆ 思春期保健対策の推進 |               |

## 基本施策：2 妊娠期からの切れ目のない支援の推進

### 【施策の方向性】

- 亀岡市子育て世代包括支援センター「BCome」を中心に、妊娠期からの切れ目のない相談支援体制の整備などを推進します。
- 子育てに関する各種手続きなどに切れ目なく対応できるよう、ワンストップ窓口体制の整備などを推進します。

### 【取組項目・事業】

- |                  |            |
|------------------|------------|
| ☆ 訪問事業           | ☆ 相談・教室事業  |
| ☆ 親子の保健に関する情報の提供 | ☆ 経済的負担の軽減 |
| ☆ ワンストップ窓口体制の整備  |            |

## 基本目標3 子どもの学びを支援する

### 基本施策：1 子どもの個性を大切にした教育の充実

#### 【施策の方向性】

- 幼児教育においては、遊びを学びの中心に置き、その充実を図ります。
- 小中学校教育においては、基礎・基本を徹底し、知識・技能を活用する力を育て、一人ひとりの個性を伸ばす教育の充実を進めます。

#### 【取組項目・事業】

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| ☆ 確かな学力を育む教育の推進 | ☆ 特別支援教育の推進    |
| ☆ 読書活動の推進       | ☆ 保・幼・こ・小・中の連携 |
| ☆ 学校施設の整備       | ☆ 亀岡型自然保育の実施   |

### 基本施策：2 家庭や地域の教育力の向上

#### 【施策の方向性】

- 家庭の教育力の向上に向けた情報提供などの取り組みを進めます。
- 地域の教育力の向上に向けた世代間交流などの取り組みを支援します。
- 児童の健全育成に参加意欲のある地域の人材や多様な地域資源の活用を図りながら、多世代での交流や集いの場づくりに努めます。

#### 【取組項目・事業】

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| ☆ 家庭教育の支援           | ☆ 男女共同参画意識の啓発   |
| ☆ 地域学校協働活動推進事業      | ☆ 子どもの社会参加機会の充実 |
| ☆ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 |                 |

### 基本施策：3 次代の親の育成支援

#### 【施策の方向性】

- 児童の健全育成に向けて、教育・啓発を進めるとともに、相談体制の充実を図ります。
- 乳幼児や妊産婦とのふれあいの機会の確保に向けて、取り組みを進めます。

#### 【取組項目・事業】

- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| ☆ 教育相談事業  | ☆ 性や生命に対する正しい知識の普及    |
| ☆ 健康教育の推進 | ☆ 子どもたちが乳幼児とふれあう機会の提供 |
| ☆ 人権意識の高揚 |                       |



## 基本目標4

## 子育てしやすい安全でやさしいまちづくり

### 基本施策：1 子育てを支援する生活環境の整備

#### 【施策の方向性】

- 安全な道路交通環境の整備、公共施設などにおける「子育てバリアフリー」の推進など、子育てを支援する生活環境の整備を図ります。
- 安全で安心して暮らせる「セーフコミュニティ」に取り組むまちとして、子どもを交通事故や犯罪から守り、地域で健やかに育つことのできるような安全・安心な環境づくりを推進します。

#### 【取組項目・事業】

- |                              |                |
|------------------------------|----------------|
| ☆ 子どもの事故予防の推進                | ☆ 子育てバリアフリーの推進 |
| ☆ 安全な道路交通環境の整備               | ☆ 子どもの交通安全の推進  |
| ☆ 未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保 | ☆ 学校施設などの安全点検  |
| ☆ 学校安全対策事業                   | ☆ 学校安全メール      |

### 基本施策：2 安全・安心な子どもの遊び場・居場所づくりの支援

#### 【施策の方向性】

- 地域において、親子などが気軽に遊んだり、集い交流することのできる安全・安心な遊び場・居場所づくりを進めます。
- 子育て支援イベントの実施など、子どもが主体となって様々な遊びを体験し、親子で楽しめる機会の創出を図ります。

#### 【取組項目・事業】

- |                     |                        |
|---------------------|------------------------|
| ☆ 子どもの遊び場・居場所づくりの支援 | ☆ 子どもが安全に遊べる公園・広場などの確保 |
| ☆ 子育て支援啓発イベントなどの実施  |                        |

## 基本目標5

## 仕事と子育ての両立を支援する

### 基本施策：1 働き方の見直しに向けた広報・啓発などの推進

#### 【施策の方向性】

- 国・京都府及び労働分野との連携、事業所との協働のもとに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた働き方の見直しを図るため、広報・啓発などを推進します。

#### 【取組項目・事業】

- |                     |                          |
|---------------------|--------------------------|
| ☆ ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 | ☆ 育児休業の取得促進に向けた普及啓発・復職支援 |
| ☆ 一般事業主行動計画の推進      | ☆ 男女の育児参加への支援            |

### 基本施策：2 保育所（園）などの整備・充実

#### 【施策の方向性】

- 仕事と子育ての両立支援のための保育所（園）などの基盤整備や、安全・安心な保育環境の整備に努めます。
- 待機児童の解消に向けた保育所（園）などの受け入れ体制の充実や、保育士などの人材確保のための取り組みに努めます。

#### 【取組項目・事業】

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| ☆ 保育所（園）などの整備と適正配置   | ☆ 保育所（園）などの広域入所の整備 |
| ☆ 待機児童の解消に向けた取り組みの推進 |                    |

### 基本施策：3 多様な保育サービス提供体制の確保

#### 【施策の方向性】

- 利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえながら、延長保育や病児・病後児保育、一時預かり事業の充実など多様な保育サービスの提供体制を確保します。
- 利用者ニーズ調査の結果などを踏まえ、放課後児童会の事業運営体制の拡充について検討するとともに、保育場所及び人材確保などの環境整備に努めます。

#### 【取組項目・事業】

- |           |               |
|-----------|---------------|
| ☆ 通常保育事業  | ☆ 延長保育事業      |
| ☆ 一時預かり事業 | ☆ 病児・病後児保育事業  |
| ☆ 休日保育事業  | ☆ 放課後児童健全育成事業 |

## 基本目標6 子どもを大切にすまちづくり

### 基本施策：1 すべての子どもの権利が尊重されるまちづくりの推進

#### 【施策の方向性】

- すべての子どもの権利が尊重されるまちづくりを進めます。
- 子どもの貧困対策を推進し、貧困の連鎖を断ち切るための取り組みを進めます。

#### 【取組項目・事業】

- |               |                               |
|---------------|-------------------------------|
| ☆ 子どもの人権の意識啓発 | ☆ 「亀岡市子どもの権利条例」に基づく基本計画の策定・推進 |
| ☆ 子どもの貧困対策の推進 |                               |

### 基本施策：2 児童虐待の発生予防、早期発見・対応、自立支援

#### 【施策の方向性】

- 児童相談所などの児童虐待防止対策に取り組む関係機関とのネットワークを強化し、児童虐待の発生予防や早期発見、発生時の迅速・的確な対応に努めます。
- 市子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取り組みの強化など、体制の充実に努めます。

#### 【取組項目・事業】

- |               |                         |
|---------------|-------------------------|
| ☆ 児童虐待防止対策の充実 | ☆ 被害に遭った子どもの保護及び自立支援の推進 |
|---------------|-------------------------|

### 基本施策：3 配慮が必要な子どもや家庭への支援

#### 【施策の方向性】

- ひとり親家庭の自立と生活の安定のための相談体制の充実や、支援制度の情報提供に努めます。
- 障がいのある子どもなど、配慮が必要な子どもや家庭に対する支援を充実し、様々なサービスなどを組み合わせた生活支援を図ります。
- 不登校やひきこもりなど、様々な事情で学校へ行くことのできない子どもへの支援に努めます。

#### 【取組項目・事業】

- |                      |                          |
|----------------------|--------------------------|
| ☆ ひとり親家庭などへの支援       | ☆ 障がいのある子どもなどへの支援        |
| ☆ いじめ、不登校などに関する相談の実施 | ☆ 外国につながる（ルーツを持つ）子どもへの支援 |



# 教育・保育の量の見込みと確保方策

## 1. 幼稚園、保育所（園）、認定こども園事業

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。

保育所（園）は、保護者が就労や疾病などにより、就学前児童を保育することができないなど、保育が必要であると認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

認定こども園は、幼稚園、保育所（園）の機能を備え、就学前の教育・保育、子育て支援サービスを総合的に提供する施設です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
ニーズ量の 見込み	1号認定	498人	471人	463人	448人	443人	
	2号認定	教育希望が強い	170人	160人	158人	153人	451人
		上記以外	1,371人	1,298人	1,275人	1,236人	1,220人
	3号認定	1・2歳保育が必要	723人	741人	738人	739人	739人
		0歳保育が必要	100人	101人	102人	104人	104人
提供量	1号認定						
	2号認定	教育希望が強い	1,280人	1,280人	1,280人	1,280人	1,280人
		上記以外	1,544人	1,544人	1,544人	1,544人	1,544人
	3号認定	1・2歳保育が必要	718人	718人	718人	718人	718人
		0歳保育が必要	179人	179人	179人	179人	179人



## 2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業名	ニーズ量 提供量	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
時間外保育事業 (延長保育事業)	見込み量	637人	630人	630人	628人	631人	
	実施箇所数 (確保方策)	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	
	提供量	637人	630人	630人	628人	631人	
放課後児童 健全育成事業	見 込 み 量	1年生	342人	368人	351人	366人	352人
		2年生	335人	322人	345人	327人	339人
		3年生	258人	278人	271人	295人	284人
		4年生	127人	113人	116人	108人	112人
		5年生	33人	34人	31人	32人	29人
		6年生	17人	17人	17人	15人	16人
	実施箇所数 (確保方策)	34教室	36教室	38教室	39教室	39教室	
提供量	1,112人	1,132人	1,131人	1,143人	1,132人		
子育て短期支援事業	見込み量	77人	75人	73人	71人	69人	
	実施箇所数 (確保方策)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	
	提供量	77人	75人	73人	71人	69人	
地域子育て支援 拠点事業	見込み量	35,234人	34,801人	33,740人	32,835人	31,833人	
	実施箇所数 (確保方策)	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	
	提供量	35,234人	34,801人	33,740人	32,835人	31,833人	
幼稚園などにおける 一時預かり事業	見込み量	25,539人	25,928人	27,383人	28,357人	30,103人	
	実施箇所数 (確保方策)	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	
	提供量	25,539人	25,928人	27,383人	28,357人	30,103人	
保育所(園)などにおける 一時預かり事業	見込み量	2,589人	2,635人	2,713人	2,777人	2,866人	
	実施箇所数 (確保方策)	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	
	提供量	2,589人	2,635人	2,713人	2,777人	2,866人	
病児・病後児 保育事業	見込み量	4,507人	4,406人	4,275人	4,173人	4,037人	
	実施箇所数 (確保方策)	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	
	提供量	4,507人	4,406人	4,275人	4,173人	4,037人	

事業名	ニーズ量 提供量	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	見込み量	975人	951人	927人	897人	876人	
	実施箇所数 (確保方策)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	
	提供量	975人	951人	927人	897人	876人	
利用者支援事業	見込み量	基本型・特定型	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所
		母子保健型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	実施箇所数 (確保方策)	基本型・特定型	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所
		母子保健型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
妊婦健康診査	見込み量	対象者数	588人	572人	556人	541人	522人
		受診回数	7,421回	7,239回	7,056回	6,886回	6,648回
	実施体制 (確保方策)	実施機関：亀岡市 実施体制：委託医療機関などにおいて実施					
乳児家庭全戸 訪問事業	見込み量	559人	547人	534人	520人	501人	
	実施体制 (確保方策)	実施機関：亀岡市 実施体制：保健師、助産師などによる訪問					
養育支援訪問事業	見込み量	67人	67人	67人	67人	67人	
	実施体制 (確保方策)	実施機関：亀岡市 実施体制：保健師、助産師などによる訪問					
実費徴収に係る補足給付を行う事業	低所得者や多子世帯の負担軽減を図るため、令和元年度より補助を実施しています。今後も効果的に事業を推進できるよう周知に努めます。						
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。						



# 計画の推進体制

## 1. 推進体制の整備

本計画に掲げる子ども・子育て支援などに関する事業の推進にあたっては、庁内関係各課の連携が重要です。本計画は、0歳からおおむね18歳までの子どもを対象としていることから、妊娠から出産、子育てに至るまでの切れ目のない支援や取り組みが必要であり、特に教育・福祉・保健分野の連携は必要不可欠です。庁内関係各課を中心に具体的施策の実施状況について適宜把握するとともに、部局の枠組みを超えた総合的な体制の下で子ども・子育て支援などを行うという観点から、各部局での事業取組の情報を共有し、亀岡市全体で計画を推進します。

また、本計画に掲げる取り組みについては、本市が単独で実施できるもののほかに、国の制度や法律などに基づく事業もあるため、国や京都府、近隣自治体との連携を深め、必要に応じて協力要請を行いながら、計画を推進することとします。

## 2. 施策の実施状況の点検

本計画に基づく事業の実施状況などについては、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、公募による市民などで構成する「亀岡市子ども・子育て会議」において、進捗状況の把握や今後の方向性について点検・評価を行い、結果の公表を行います。

なお、第5章の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、計画期間における今後のニーズ量（見込み量）と確保方策（提供量）を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向などを鑑みながら、翌年度以降の事業展開に活かしていくものとします。

---

第2期 亀岡市子ども・子育て支援事業計画 概要版

令和2年3月

発行 亀岡市

編集 亀岡市 こども未来部 子育て支援課

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

TEL：0771-22-3131（代表）

FAX：0771-25-5128

---